

A colorful illustration featuring a central family of three (father, mother, and child) surrounded by various children engaged in different activities. The children are shown playing with blocks, holding a rabbit, holding a book, and running. The background is filled with icons of a sun, clouds, a beach ball, a teddy bear, a book, a star, and a heart. The title is written in large, bold, blue Japanese characters.

幼児教育・ 保育の無償化 のご案内

幼児教育・保育の無償化 —実施の背景—

令和元年5月17日に「子ども・子育て支援法」が改正され、令和元年10月から3歳児クラスから小学校入学前までと、2歳児クラス以下の住民税非課税世帯の子どもに対する幼児教育・保育の利用料が無償化されました。

幼児教育・保育の無償化は、急速な少子化の進行への総合的な対策と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の重要性から、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

このパンフレットでは、幼児教育・保育の無償化の内容をまとめていますので、無償化の対象となるために必要な手続きの確認などにお役立てください。

1

「幼児教育・保育の無償化」の範囲

幼児教育・保育の無償化は、3歳児クラスから5歳児クラス（満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間）と、0歳児クラスから2歳児クラス（3歳になって最初の3月31日までの年度）までの住民税非課税世帯が対象となります。

また、無償化の対象となるサービスは、保育の必要性の有無によっても異なります。無償化の対象となるためには、すべての人がサービスを利用する前に認定を受ける必要があります。

1 無償化の範囲

幼児教育・保育の無償化の対象や条件は、以下のとおりです。

子どもの年齢		3～5歳児クラス (3歳で迎える4月1日～小学校就学前)		0～2歳児クラス (出生から3歳になって最初の3月31日まで)		
		あり	なし	あり		なし
住民税課税状況		—	—	非課税世帯	課税世帯	—
サービスの種類	幼稚園（新制度未移行）	25,700円/月まで無償		—	—	—
	幼稚園の預かり保育料	11,300円/月 まで無償※1	無償化の 対象外	—	—	—
	保育園（認可施設）、 認定こども園（保育利用）	無償	利用不可	無償	無償化の 対象外	利用不可
	幼稚園（新制度）、 認定こども園（教育利用）	無償		—	—	—
	認定こども園（教育利用）の 預かり保育料	11,300円/月 まで無償※1	無償化の 対象外	合計 42,000円/月 まで無償	無償化の対象外	
認可外保育施設、 ベビーシッター、病児保育、 ファミリー・サポート・センター、 一時預かり	合計 37,000円/月 まで無償					

※1 認定こども園（教育利用）と幼稚園（新制度未移行）の預かり保育料が無償化される額は、450円×利用日数が上限額となります。

- 3歳の誕生日以降、3歳児クラスより前に認定こども園（教育利用）または幼稚園に入園する「満3歳児クラス」については、上記3～5歳児クラスと同様ですが、預かり保育料の無償化の対象となるには保育の必要性に加え、住民税非課税世帯である必要があります。（この場合の上限額は16,300円/月）
- 3～5歳児クラスまでの障害児の発達支援サービスも、令和元年10月から無償化されました。保育園や幼稚園などを併用している場合は、両方とも無償化の対象となります。



2 給付認定について

サービスや無償化の給付を受けるためには給付認定が必要となります。

すでに保育園や認定こども園（保育利用）を利用している場合は、現1～3号認定（教育・保育給付認定）を受けていますが、これらの認定に変更はありませんので新たな手続きは不要です。（名称が支給認定から教育・保育給付認定へ変わっています）

幼稚園を利用している人、認定こども園（教育利用）の利用者で預かり保育の利用を希望する人、認可外保育施設などを利用している人は、無償化給付を受けるために、新1～3号認定（施設等利用給付認定）を受ける必要があります。詳しくは、戸田市役所保育幼稚園室までお問い合わせください。

■新1～3号認定（施設等利用給付認定）

認定区分	対象	保育の必要性・対象サービス	
新1号	満3～5歳児クラス	なし	幼稚園
新2号	3～5歳児クラス	あり	●幼稚園・認定こども園（教育利用） + 預かり保育
新3号	0～2歳児クラス かつ 住民税非課税世帯（満3歳児クラス）	あり	●認可外保育施設など

■現1～3号認定（教育・保育給付認定）

認定区分	対象	保育の必要性・対象サービス	
現1号	満3歳以上	なし	認定こども園（教育利用）など
現2号	満3歳以上	あり	保育園、認定こども園（保育利用）など
現3号	0～2歳		

※表中の現〇号、新〇号の表記は、区分を明確にするため便宜上つけた名称です。

3 保育の必要性について

「保育の必要性」とは、保護者の労働、疾病などで家庭において必要な保育ができない状況をいいます。

【保育の必要性の事由】

事由	保護者の状況	給付認定の有効期間	事由	保護者の状況	給付認定の有効期間
就労	会社や自宅を問わず、月64時間以上働いているとき	最長、就学前まで	災害の復旧	自宅や近所の火災などの復旧にあたっているとき	最長、就学前まで
出産	出産の準備や出産後の休養が必要なとき	産前6週間開始日を含む月の1日から産後8週終了日の翌日を含む月の末日まで	求職中	仕事を探しているとき（求職中）	2か月間 <small>※1か月以内に勤務証明書を提出する必要があります。</small>
			通学	大学や職業訓練校などに月64時間以上通っているとき	通学期間中
病気・障害	病気・けが・障害のため保育が困難なとき	最長、就学前まで	虐待・DV	虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	最長、就学前まで
介護・看護	病人や障害者、要介護者を介護しているとき	最長、就学前まで	その他	その他、上記と同様の状況と認められる場合	最長、就学前まで

Q&A



Q1 どちらかが働いていれば認められますか？

A1 児童の父母ともに認定事由が必要です。

Q2 一度認められれば卒園まで継続しますか？

A2 毎年保育の必要性を確認します。また、有効期間は認定事由の必要な範囲となります。

Q3 来年から働く予定ですがどうすればよいですか？

A3 無償化開始時点で対象とならない場合でも、今後必要なときにいつでも認定の申請ができます。

Q4 認定を受けていなかったが、過去の施設の利用料は無償化となりますか？

A4 認定日から無償化の対象となります。認定日以前の利用料は対象外です。また、認定日は遡ることができませんのでご注意ください。

